発議第3号

瀬戸内市議会会議規則の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則(平成 16 年瀬戸内市議会 規則第 1 号)第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成27年7月7日

瀬戸内市議会議長 平原 順二 様

提出者 議会運営委員長 原野 健一

(提出の理由)

近年の男女共同参画の状況に鑑み、本市議会においても男女共同参画を考慮した 議会活動を促進するため、会議及び委員会への欠席に関する規定の一部を改正す るもの。

瀬戸内市議会規則第 号

瀬戸内市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸内市議会会議規則(平成16年瀬戸内市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に 欠席届を提出することができる。

第91条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長 に欠席届を提出することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

瀬戸内市議会会議規則(平成16年瀬戸内市議会規則第1号)新旧対照表

改正前	改正後
○瀬戸内市議会会議規則	○瀬戸内市議会会議規則
平成 16 年 11 月 9 日	平成 16 年 11 月 9 日
議会規則第1号	議会規則第1号
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の 開議時刻までに議長に届け出なければならない。	第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の 開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議 長に欠席届を提出することができる。
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の 開議時刻までに委員長に届け出なければならない。	第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。